

○経済産業省告示第二百二号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号八及び第二号口の機械器具並びに第一号二及び第二号八の算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣 西村 康稔

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号八及び第二号口の機械器具並びに第一号二及び第二号八の算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示等の一部を改正する告示

（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号八及び第二号口の機械器具並びに第一号二及び第二号八の算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示の一部改正）

第一条 電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件、第一号八及び第二号口の機械器具並びに第一号二及び第二号八の算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示（平成十五年経済産業省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(点検頻度)</p> <p>第四条 規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 発電所（小規模発電設備並びに発電設備に接続されているものであって液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第四項に規定する供給設備及び供給設備と末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるもの以外にあつては毎月二回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあつては毎週一回以上</p> <p>二、十三 [略]</p>	<p>(点検頻度)</p> <p>第四条 [同上]</p> <p>一 発電所（小出力発電設備並びに発電設備に接続されているものであって液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第二条第四項に規定する供給設備及び供給設備と末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下同じ。）のうち次号から第五号までに掲げるもの以外にあつては毎月二回以上。ただし、設置、改造等の工事期間中にあつては毎週一回以上</p> <p>二、十三 [略]</p>

備考 表中の「」は注記である。

(経済産業大臣が定める受験資格、非常用予備発電装置工事に関する講習並びに非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の内容等の一部改正)

第二条 経済産業大臣が定める受験資格、非常用予備発電装置工事に関する講習並びに非常用予備発電装置工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の内容等（平成十六年経済産業省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この告示において、「家用発電設備」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第四項に規定する家用電気工作物のうち、ガスタージン及び内燃機関（原子力発電所に施設するものを除く。）をいう。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第一条 この告示において、「家用発電設備」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第三項に規定する家用電気工作物のうち、ガスタージン及び内燃機関（原子力発電所に施設するものを除く。）をいう。</p> <p>2 [略]</p>

備考 表中の「」は注記である。

(電気事業法施行規則第四十八条第二項第三号口の特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(1)の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所、同条第一項の表第二号及び第五号並びに

別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号のガスタージンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び特定の施設内のガスタージンを原動力とする火力発電所、及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号(一)下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置される水力発電所の発電設備並びに同号(二)下欄の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備を定める件の一部改正)

第三条 電気事業法施行規則第四十八条第二項第三号口の特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(1)の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号のガスタージンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び小型のガスタージンを原動力とする火力設備、第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号(一)下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置される水力発電所の発電設備並びに同号(二)下欄の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備を定める件(平成二十七年経済産業省告示第九十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第二項第三号口の特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(1)の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号のガスタージンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び小型のガスタージンを原動力とする火力設備、第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号(一)下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置される水力発電</p>	<p>電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第二項第三号口の特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(1)の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号のガスタージンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備及び小型のガスタージンを原動力とする火力設備、第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号(一)下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置される水力発電</p>

所の発電設備並びに同号(一)下欄の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備を次のように定め、公布の日から施行する。
 なお、平成二十四年経済産業省告示第百号(電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号等の規定に基づく小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所等)は、平成二十七年四月二十九日限り、廃止する。

(液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所)

第八条 規則第七十九条第一号及び第九十四条第一号への液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所は、当該火力発電所を構成する火力設備の全てが第三号第一号から第五号まで及び第七号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

の発電設備並びに同号(一)下欄の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備を次のように定め、公布の日から施行する。
 なお、平成二十四年経済産業省告示第百号(電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号等の規定に基づく小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所等)は、平成二十七年四月二十九日限り、廃止する。

(液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所)

第八条 規則第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所は、当該火力発電所を構成する火力設備の全てが第三号第一号から第五号まで及び第七号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限の一部改正)

第四条 電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定に基づく別に告示する電気工作物及び期限(平成二十八年経済産業省告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>(電気工作物)</p> <p>第一条 電気関係報告規則第一条第二項第十二号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第二項ただし書の規定する別に告示する電気工作物は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 変圧器(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。)</p> <p>二 〇十二 [略]</p>		<p>(電気工作物)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>一 変圧器(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。)</p> <p>二 〇十二 [略]</p>	

備考 表中の「〇」は注記である。

附則

この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年三月二十日)から施行する。